

添付法令資料 3 :

雇用創出に関する 2020 年 11 月 2 日付インドネシア共和国法律 No.11 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 原則、目的及び範囲 (第 2 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 投資エコシステム及び事業活動の向上
 - 第 1 節 通則 (第 6 条)
 - 第 2 節 リスクベースの事業許可の適用
 - 第 1 款 通則 (第 7 条)
 - 第 2 款 低リスク事業活動の事業許可 (第 8 条)
 - 第 3 款 中リスク事業活動の事業許可 (第 9 条)
 - 第 4 款 高リスク事業活動の事業許可 (第 10 条)
 - 第 5 款 監督 (第 11 条)
 - 第 6 款 施行令 (第 12 条)
 - 第 3 節 事業許可の基本要件の簡素化
 - 第 1 款 通則 (第 13 条)
 - 第 2 款 空間利用活動の適合性 (第 14 条ないし第 20 条)
 - 第 3 款 環境の承認 (第 21 条及び第 22 条)
 - 第 4 款 建築承認及び機能適合証明書 (第 23 条ないし第 25 条)
 - 第 4 節 部門別事業許可の簡素化並びに投資の便宜及び要件
 - 第 1 款 通則 (第 26 条)
 - 第 2 款 海洋及び漁業 (第 27 条)
 - 第 3 款 農業 (第 28 条ないし第 34 条)
 - 第 4 款 林業 (第 35 条ないし第 37 条)
 - 第 5 款 エネルギー及び鉱物資源 (第 38 条ないし第 42 条)
 - 第 6 款 原子力 (第 43 条)
 - 第 7 款 工業 (第 44 条)
 - 第 8 款 商取引、法定計量、ハラール製品保証並びに標準化及び適合性評価 (第 45 条ないし第 48 条)
 - 第 9 款 公共事業及び国民住宅 (第 49 条ないし第 53 条)
 - 第 10 款 交通 (第 54 条ないし第 58 条)
 - 第 11 款 健康、薬品及び食品 (第 59 条ないし第 64 条)
 - 第 12 款 教育及び文化 (第 65 条及び第 66 条)
 - 第 13 款 観光業 (第 67 条)
 - 第 14 款 宗教 (第 68 条)
 - 第 15 款 郵便、テレコミュニケーション及び放送 (第 69 条ないし第 72 条)
 - 第 16 款 防衛及び安全 (第 73 条ないし第 75 条)

- 第5節 特定部門への投資要件の簡素化
 - 第1款 通則 (第76条)
 - 第2款 投資 (第77条)
 - 第3款 銀行業 (第78条)
 - 第4款 シャリーア銀行業 (第79条)
- 第4章 労働
 - 第1節 通則 (第80条)
 - 第2節 労働 (第81条)
 - 第3節 社会保障プログラムの種類 (第82条)
 - 第4節 社会保障運営機関 (第83条)
 - 第5節 インドネシア移民労働者保護 (第84条)
- 第5章 協同組合、零細・中小企業の便宜、保護、エンパワーメント
 - 第1節 通則 (第85条)
 - 第2節 協同組合 (第86条)
 - 第3節 零細・中小企業の基準 (第87条)
 - 第4節 単一データベース (第88条)
 - 第5節 零細・小企業の統合管理 (第89条)
 - 第6節 パートナiership (第90条)
 - 第7節 事業許可の便宜 (第91条)
 - 第8節 融資の優遇及び財政インセンティブの便宜 (第92条ないし第94条)
 - 第9節 特別割当基金、法的援助及び支援、商品及びサービスの調達並びに財政記録／入力システム／アプリケーション及びインキュベーション (第95条ないし第102条)
 - 第10節 公共インフラへの UMK (零細・小企業) 及び協同組合の参加 (第103条及び第104条)
- 第6章 事業の便宜
 - 第1節 通則 (第105条)
 - 第2節 出入国 (第106条)
 - 第3節 特許 (第107条)
 - 第4節 商標 (第108条)
 - 第5節 株式会社 (第109条)
 - 第6節 妨害法 (第110条)
 - 第7節 課税 (第111条ないし第114条)
 - 第8節 水産品及び塩製品の輸入 (第115条)
 - 第9節 事業登録の義務 (第116条)
 - 第10節 村所有の事業体 (第117条)
 - 第11節 独占的慣行及び不公正な事業競争の禁止 (第118条)
- 第7章 研究及びイノベーションの支援 (第119条ないし第121条)
- 第8章 土地収用
 - 第1節 通則 (第122条)

- 第2節 公共の利益のための開発目的の土地収用（第123条）
- 第3節 継続的な食料用農地の保護（第124条）
- 第4節 土地
 - 第1款 土地銀行（第125条ないし第135条）
 - 第2款 管理権の強化（第136条ないし第142条）
 - 第3款 外国人のための集合住宅の単位（第143条ないし第145条）
 - 第4款 地上空間及び地下空間における土地に対する権利／管理権の付与（第146条及び第147条）
- 第9章 経済区域
 - 第1節 通則（第148条及び第149条）
 - 第2節 経済特区（第150条）
 - 第3節 自由貿易区域及び自由港
 - 第1款 通則（第151条）
 - 第2款 自由貿易区域及び自由港（第152条）
 - 第3款 サバン自由貿易区域及び自由港（第153条）
- 第10章 中央政府の投資及び国家戦略プロジェクトの便宜
 - 第1節 中央政府の投資
 - 第1款 通則（第154条ないし第164条）
 - 第2款 投資管理機構（第165条ないし第172条）
 - 第2節 国家戦略プロジェクトの便宜（第173条）
- 第11章 雇用創出を支援するための政治行政の実施
 - 第1節 通則（第174条）
 - 第2節 政治行政（第175条）
 - 第3節 地方政府（第176条）
- 第12章 監督及び指導（第177条ないし第179条）
- 第13章 雑則（第180条ないし第183条）
- 第14章 経過規定（第184条）
- 第15章 終則（第185条及び第186条）